

平成25年(ワ)第6103号, 第19720号 福島原発事故損害賠償請求事件

判 決 骨 子

東京地方裁判所民事第50部

裁判官 水野有子, 浦上薫史, 仲吉統

平成30年3月16日(金)午後3時00分東京地方裁判所103号法廷言渡し

原告ら 47名

被告ら 東京電力ホールディングス株式会社(被告東電), 国(被告国)

第1 主文の内容の骨子(一部認容, 認容額合計5923万9092円)

1 被告らは, 連帯して, 5名の原告らを除く原告らに対し, 合計5923万9092円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

上記一部認容した各原告の認容額は42万円から406万7230円である。

2 5名の原告らの請求及びその余の原告らのその余の請求は棄却する。

第2 事案の概要

本件は, 平成23年3月11日当時, 福島県福島市, 郡山市, いわき市又は田村市に居住していた(一部未出生の者がいる。)原告ら47名が, 同日に発生した東北地方太平洋沖地震(本件地震)及び津波(本件津波, 本件地震と併せて本件震災)に伴う福島第一原子力発電所(本件原発)から放射性物質が放出される等の事故(本件事故)による避難に伴う各種損害について, 被告東電に対しては, 無過失責任である原子力損害の賠償に関する法律3条1項のほか, 民法709条(不法行為)又は民法717条1項(工作物責任)に基づき, 被告国に対しては, 国家賠償法1条1項に基づき, 合計6億3468万3800円及びこれに対する平成23年3月11日からの遅延損害金を支払うことを求めた事案である。なお, 本件訴訟提訴時原告数は48名であり, 訴訟係属中に1名が死亡している。

第3 本判決骨子

1 被告東電の義務違反

(1) 文部科学省のもとに置かれた地震調査研究推進本部地震調査委員会は、平成14年7月31日、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」と題する評価結果（本件長期評価）を公表し、日本海溝沿いの「三陸沖北部から房総沖の海溝寄り」において津波マグニチュード8.2前後の地震が、同領域の中の特定海域では今後30年以内の発生確率6%程度、今後50年以内の発生確率9%程度であると推定したところ、被告東電は、平成14年中には、本件長期評価から想定される程度の津波について予見する義務があった。

(2) (1)の予見義務がある場合、被告東電には平成14年中に①本件津波と同程度の津波を予見する義務があったと解する。少なくとも同年中に②本件事故において大量の放射性物質を放出した本件原発1ないし3号機を含む1ないし4号機の原子炉建屋等の主要建屋が設置されているエリアの敷地高であるO.P.+1.0mを超える津波を予見する義務があったことは明らかである。

※O.P.（小名浜港工事基準面）とは本件原発において高さを表す場合に用いられる単位である。

(3) 被告東電は平成14年から(2)の津波到来を予見した上で、その対策の検討に着手し、遅くとも平成18年末までには本件原発での(2)の津波の対策自体に着手すべき義務があった。

(4) 具体的な対策内容の選択については被告東電に裁量があるが、何らの対策をとらないという裁量はない。したがって、被告東電には、原告らが主張する①防潮堤の設置、②原子炉建屋若しくは重要施設等の水密化、又は③配電盤等若しくは非常用電源の本件津波の浸水高を超える高台若しくは建屋上部設置のうち、少なくとも一つの対策をとる義務があり、これらの対策と重ねて費用が少ない④津波による全電源喪失を想定したバッテリー設置、手順策定等の対策をとる義務があった。どんなに最低限を考えても、④の対策単体をとるべき義務があった。

(5) 本件津波と同程度の津波を予見し、(4)①～④いずれかの対策をとっていれば、本件事故を回避できた。仮にO. P. + 10 mを超える津波を予見して(4)の対策をとっていた場合、(4)①と③の対策については本件事故を回避できたと認められないものの、(4)②の対策をとっていれば、本件事故を回避でき、最低限の対策である(4)④の対策をとっていれば、2・3号機の炉心損傷を防げ、1号機の放射性物質放出量を相当抑えることができた。

(6) 被告東電は、(1)・(2)の予見義務を怠り、(3)・(4)の対策義務を怠り、よって本件事故を惹起したもので、この点に義務違反がある。ただし、その義務違反の程度は、原告らの慰謝料を加算する程度のものとは認められない。

2 被告国（経済産業大臣）の規制権限行使義務違反

(1) 経済産業大臣には、原子炉施設についての技術基準を定める省令制定権限があり、事業者がこれに違反する場合には技術基準に適合するよう施設の修理、改造等を命ずる権限（以下、併せて「本件各規制権限」という。）があった。

(2) 経済産業大臣においても、被告東電同様、平成14年中に本件長期評価から想定される程度の津波、すなわち本件津波と同程度の津波、少なくともO. P. + 10 mを超える津波を予見する義務があった。

(3) 経済産業大臣の本件各規制権限行使には裁量があるが、平成18年末までには本件各規制権限を行使する義務があった。

(4) 経済産業大臣が平成18年末までに本件各規制権限を行使していれば本件事故は回避できた。

(5) したがって、経済産業大臣の本件各規制権限不行使には違法性があり、被告国は、被告東電と連帯して、本件事故と相当因果関係のある損害について賠償責任を負う。対外的な賠償責任の面では、被告国の立場が補充的であることを根拠に責任を制限すべきでない。

3 相当因果関係及び損害

(1) 避難と本件事故との相当因果関係

ア 避難指示等区域外に居住していた原告ら又はその家族について

本件事故時に避難指示等区域外に居住していた原告らが避難開始の時点での放射性物質の汚染や本件事故の進展による将来的な放射性物質の汚染の拡大による健康への侵害の危険が一定程度あるとして避難を開始するとした判断は、合理的で、避難開始と本件事故とは相当因果関係がある。また、同様の判断で、同原告ら又はその家族が避難を継続している場合、原則として平成23年12月までは本件事故と相当因果関係があるが、平成24年1月以降についてはこれを認めるのは困難である。ただし、18歳未満の子供及び妊婦並びにこれらの者が家族におり、その家族とともに避難等した者については、平成24年8月までの避難継続と本件事故とに相当因果関係がある。

なお、原告ら又はその家族の個別事情によって、平成25年3月までの避難継続と本件事故との相当因果関係を認めた原告らがいる。

イ 旧緊急時避難準備区域に居住していた原告

旧緊急時避難準備区域に居住していた原告の避難開始及び平成24年8月までの避難継続と本件事故とは相当因果関係がある。同年9月以降についてはこれを認めるのは困難である。

(2) 被侵害利益

ア 避難指示等区域外に居住していた原告らについて

避難指示等区域外に居住していた原告らは、本件事故がなければ、自由な意思によって、主体的に判断した上で、自己の生活の本拠を選択し、平穩に、従前の居住地における居住を継続し、そこで得ることができた各種の利益を享受することが可能であったのに、本件事故があったことによって、放射性物質による汚染及び本件事故の進展による将来的な放射性物質の汚染の拡大による健康への侵害の危険を甘受した上で従来 of 居住地での居住を継続し、従前の各種の利益を受けつつその生活を継続するか、そこで居住することによって得ることができていた各種の利益をあきらめ、その危険を回避するため避難をするかの選択を迫られる

こととなり、何人も公共の福祉に反しない限り、居住、移転の自由を有する（憲法22条1項）ことから法的保護に値する「自己の生活の本拠を自由な意思によって決定する権利」（「居住地決定権」）が侵害された。

イ 旧緊急時避難準備区域に居住していた原告について

緊急時避難準備区域の指定がなされていた期間は居住、移転の自由自体が侵害され、その指定が解除された後も、居住地決定権が侵害された。

(3) 慰謝料

ア 避難指示等区域外に居住していた原告らについて

請求の一部を認容した避難指示等区域外に居住していた原告らの、被告東電の既払額を控除する前の慰謝料は、個別事情も斟酌して70万円から200万円である。

なお、一部の原告についての請求は認められない。

イ 旧緊急時避難準備区域に居住していた原告について

同人の慰謝料は、個別事情も斟酌して210万円である。

(4) 結論

請求の一部を認容した原告らの認容額は、42万円から406万7230円である。

以上